**宿泊施設におけるプラスチック使用製品転換促進補助金交付要綱**

**（目的）**

第１条　大阪府は、府内の宿泊施設で提供されるアメニティ等の使い捨てプラスチック製品の代替製品への転換を支援することにより、宿泊事業者のプラスチックごみ削減の意識醸成及び社会全体のさらなる行動変容を図ることを目的として、予算の定めるところにより、宿泊施設におけるプラスチック使用製品転換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。補助金の交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

**（定義）**

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）宿泊事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項に規定する許可を受けている者をいう。

（２）宿泊施設

大阪府内における旅館業法第２条第２項又は第３項の営業に係る施設をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設を除く。

（ア）国及び地方公共団体が所有、管理又は運営するもの

（イ）宗教法人が管理又は運営するもの

（ウ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第６項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するもの

（３）プラスチック使用製品

　　　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和４年政令第25号。以下「プラスチック資源循環法施行令」という。）第５条に規定する特定プラスチック使用製品12品目をいう。

**（補助金の交付対象者）**

第３条　大阪府内に宿泊施設を設けている宿泊事業者で、以下の事項を誓約する者とする。ただし、規則第２条第２号イからハまでのいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

（１）「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」の趣旨に賛同し、プラスチックごみに係る宣言をすること。

（２）プラスチック使用製品の代替製品への転換を令和７年度末まで継続すること。

（３）大阪府が実施するプラスチックごみ対策に関する施策に協力すること。

**（補助対象事業）**

第４条　別表１に定めるとおりとする。

**（補助対象経費）**

第５条　別表１に定めるとおりとする。ただし、公租公課（消費税及び地方消費税相当を含む。）や振込手数料等の間接経費は対象外とする。

**（補助率等）**

第６条　別表１に定めるとおりとする。

**（補助金の交付申請）**

第７条　補助金の交付を受けようとする宿泊事業者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書（様式第１号）を指定する日までに知事に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、別表２に定める書類を添付しなければならない。

**（補助金の交付の決定及び通知）**

第８条　知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

**（補助金の交付条件）**

第９条　規則第６条第２項の規定により、前条の通知に際して知事が付す条件は、以下のとおりとする。

（１）補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還すること。

（２）補助事業の執行に関し、調査や報告を求められた場合は、これに従うこと。

（３）本補助金に係る規則、要綱等の規定に従うこと。

**（補助金の交付申請の取下げ）**

第10条　補助金の交付の申請を取り下げようとする補助事業者は、第８条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下承認申請書（様式第２号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

**（補助事業の内容等の変更申請等）**

第11条　補助事業者は、規則第６条第１項第１号又は第２号の規定に該当するときは、補助事業変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

**（軽微な変更）**

第12条　規則第６条第１項第１号の知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費総額の20%以内の経費の配分の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号に知事の定める軽微な変更とは、交付の申請における事業目的及び内容等の基本的部分に係わらない内容の変更とする。

**（状況報告）**

第13条　補助事業者は、補助事業の遂行状況等について、知事から求めがあったときは、指定す

る期日までに知事に報告しなければならない。

**（実績報告）**

第14条　規則第12条の規定による報告は、補助事業に係る支払いが全て完了した日の翌日から起算して30日以内又は令和５年３月24日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第４号）を知事に提出することにより行わなければならない。

２　前項の実績報告には、必要書類を添付しなければならない。

**（検査等）**

第15条　知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、又は帳簿、書類その他物件を検査することができる。

**（補助金の交付）**

第16条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者に対し、当該補助金を交付するものとする。

２　前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第13条の規定による通知を受け取った日以後速やかに、交付請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

**（交付決定の取消し等）**

第17条　知事は、補助事業者が規則第15条第１項各号の規定によるもののほか、第７条第１項及び第２項、第11条、第14条第１項及び第２項の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。ただし補助事業者が補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後に規則第２条第２項イからハまでのいずれかに該当することとなった場合を除く。

３　知事は、前２項の規定による取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。

**（補助金の返還）**

第18条　知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

**（加算金及び延滞金）**

第19条　前条の規定により補助金の返還を命じられた補助事業者は、規則第 17 条の規定により加算金及び延滞金を大阪府に納付しなければならない。

**（補助金の経理）**

第20条　補助事業者は、補助金に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、かつこれらの補助事業に関する書類を、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

**（電子情報処理組織の使用）**

第 21 条 次の表の左欄に掲げる申請又は届出は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織（知

事の使用に係る電子計算機と当該申請又は届出を行おうとするものの使用に係る電子計算機と　を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。また、その申請又は届出は、次の表の右欄に掲げる書面により行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付申請（第７条第１項関係） | 交付申請書（様式第１号） |
| 補助金の交付申請の取下げ（第10条第１項関係） | 交付申請取下承認申請書（様式第２号） |
| 補助事業の内容等の変更申請等（第11条関係） | 補助事業変更承認申請書（様式第３号） |
| 実績報告（第14条第１項関係） | 補助事業実績報告書（様式第４号） |
| 補助金の交付（第16条第２項関係） | 交付請求書（様式第５号） |

２　前項の規定により行われた申請又は届出は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

**（補助事業の公表）**

第22条　知事は、規則第５条の規定により交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名（個人事業主は商号又は屋号）、宿泊施設の名称、所在地及びその他知事が必要と認めるものを公表することができる。

**（その他）**

第23条　この要綱に定めるもののほか、補助金の運用に関し必要な事項は別に定める。

**附　則**

この要綱は、令和４年11月１日から施行する。

**附　則**

この要綱は、令和５年２月27日から施行する。

別表１

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 宿泊事業者が、宿泊施設（当該施設内で宿泊事業者自ら実施するプラスチック資源循環法施行令第５条に規定する特定プラスチック使用製品提供事業者の業種の施設を含む。）において、宿泊者等に無償で提供しているプラスチック使用製品について、以下の代替製品に新たに転換する事業とする。なお、転換前の製品が以下に該当する場合でも、転換後の製品が、よりプラスチックの削減につながる場合は対象とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　素　　材 | 　　配合率　 |
| バイオプラスチック（バイオマスプラスチック、生分解性プラスチック） | 25％以上 |
| 再生プラスチック |
| プラスチック以外の素材 |
| その他知事が認めるもの |

 |
| 補助対象経費 | プラスチック使用製品から代替製品への転換前後における購入額の増額分とし、対象数量は、収容定員（旅館業許可申請書上の「寝台を置く客室の定員の合計」とする。）に応じた合理的な量を限度とする。代替品が繰り返し使用できる製品の場合は、収容定員の量を限度とする。 |
| 補助率等 | 補助金の額は補助対象経費の全額とし、上限額は300万円とする。なお、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 |

別表２

|  |
| --- |
| 1. 事業計画書（様式第１号の２）
2. 補助事業内容が確認できる書類

※転換前のプラスチック使用製品の直近の購入に係る領収書・納品書等、転換後の代替製品の購入に係る見積書等（製品及び単価が分かるもの）1. 旅館業法営業許可書（写し）

※申請内容に小売業、飲食業、洗濯業等を含む場合は当該許可証（写し）1. 旅館業許可申請書（写し）

※「寝台を置く客室の定員の合計」の記載が分かるもの1. 要件確認申立書（様式第１号の３）
2. 暴力団等審査情報（様式第１号の４）
3. 誓約書（様式第１号の５）
4. 補助金の交付を受ける金融機関の口座情報（通帳の写し等）

（９）上記のほか必要な書類又は資料 |